

(様式6)

(変更)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	27-3	担当課	健康増進課
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	根拠条項	第68条第1項	不利益処分の種類	指定自立支援医療機関（育成医療、精神通院医療）の指定の取消し	
<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔指定の取消し等〕</p> <p>第六十八条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第五十四条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定自立支援医療機関が、第五十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定自立支援医療機関が、第五十九条第三項の規定により準用する第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定自立支援医療機関が、第六十一条又は第六十二条の規定に違反したとき。</p> <p>四 自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>五 指定自立支援医療機関が、第六十六条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第六十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定自立支援医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>【参考】</p> <p>第五十九条</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。</p> <p>一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。</p> <p>二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、自立支援医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第六十三条の規定による指導又は第六十七条第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。</p> <p>三 申請者が、第六十七条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。</p> <p>四 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき。</p> <p>第六十一条 指定自立支援医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な自立支援医療を行わなければならない。</p> <p>第六十二条 指定自立支援医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。</p>						